

地方消費税交付金が充てられる社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日から消費税率が5%から8%へ、令和元年10月1日から8%から10%へと引き上げられたことに伴う地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされました。

板橋区の令和2年度普通会計決算における社会保障施策関連経費への充当状況は以下のとおりです。

【 歳 入 】	地方消費税交付金（消費税増収分）	7,039,353 千円
【 歳 出 】	社会保障施策に要した経費	121,281,416 千円

単位：千円

項 目		2 年度 決算額	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国・都 支出金	区債	その他	うち 地方消費税交付金 (消費税増収分)	
社会福祉 社会保険	社会福祉費	23,988,282	12,452,472	0	49,645	11,486,165	6,528,296
	老人福祉費	15,882,802	1,435,733	0	113,245	14,333,824	
	児童福祉費	40,909,080	20,504,916	215,000	1,381,695	18,807,469	
	生活保護費	35,067,113	26,253,442	0	0	8,813,671	
	小 計	115,847,277	60,646,563	215,000	1,544,585	53,441,129	
保健衛生	保健衛生費	5,210,984	1,008,703	0	183,912	4,018,369	511,057
	結核対策費	54,281	35,017	0	0	19,264	
	保健所費	168,874	14,547	0	11,509	142,818	
	小 計	5,434,139	1,058,267	0	195,421	4,180,451	
合 計		121,281,416	61,704,830	215,000	1,740,006	57,621,580	7,039,353